

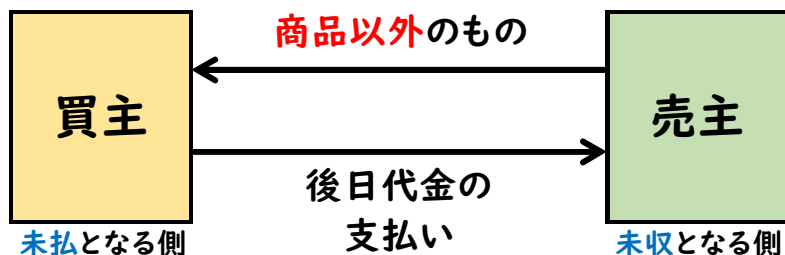
## 未収金および未払金

- 商品売買における掛取引では、「代金を後日支払う義務（負債）」は（ ）勘定で処理し、「代金を後日受取る権利（資産）」は（ ）勘定で処理をした。
- ただ、これが「商品以外のもの」になる場合、「代金を後日支払う義務（負債）」は（ ）勘定で処理し、「代金を後日受取る権利（資産）」は（ ）勘定で処理することになる。
- 「商品売買→売掛金・買掛金」、「商品売買以外→未収金・未払金」と区分しているのは、メイン事業に関するお金か、それ以外に関するお金なのかを明確にするためである。

### ○考え方○

魚屋さんなら魚に関する仕入れと販売がメインの事業となるが、その中でたまたま運搬用のトラックを後払いで買ったとする。この場合、メイン事業のお金の流れとたまたま買ったトラック等のお金は区分しておいた方がメイン事業の経営状況等の把握はしやすい。

- 《未収金・未払金の流れ》



### 仕訳問題

- A社よりトラック 100,000 円を購入し、代金は後日支払うことにした。  
( ) ( )
- A社に対する未払分のトラック代について小切手を振出して支払った。  
( ) ( )
- 所有する土地 150,000 円が不要となったため、B社へ売却した。なお、代金は後日受取ることにした。  
( ) ( )
- B社から未収分の土地代について、本日現金を受け取った。  
( ) ( )